

本 StorFirst エンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、StorFirst Enterprise Archival Storageソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）および関連操作ガイド（以下「本文書」といいます）の使用条項を定めます。

### 1. ライセンス

お客様が本ソフトウェアをダウンロードした時点で、Park Place Technologies, LLC およびその関連会社(以下「Park Place」といいます)は、以下の条項に従い、本ソフトウェアおよび本文書を使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスをお客様に付与します。お客様は、(i) 1つのコンピュータでソフトウェアを使用することができ、(ii)本ソフトウェアの各複製が、もとのソフトウェアのプロプライエタリ通知の全てを含むことを前提に、本ソフトウェアをバックアップのアーカイブの目的で複製することができます。

本ソフトウェアには、特定のプラグイン・コンポーネント（以下「プラグイン」といいます）を含む場合があります。お客様は、本ソフトウェアの使用を通じてのみ、かかるプラグインを呼び出すか、かかるプラグインを使用することができます。カスタムまたはユーザーが作成したアプリケーションを含む、プラグインの直接的な使用は禁止されています。

### 2. 制限事項

お客様が下記の行為をすることはできません。(i) 上記に記載の条項に基づく他は、他の個人のソフトウェアの使用を認めること、(ii)本ソフトウェアまたは本文書の修正、翻訳、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル（この制限が法律で明示的に禁止されている範囲を除く）、または本ソフトウェアまたは本文書に基づく二次的著作物の作成、(iii)本ソフトウェアまたは本文書の複製（バックアップまたはアーカイブの目的を除く）、(iv)本ソフトウェアまたは本文書のレンタル、リース、譲渡またはその他の権利の移転、(v)本ソフトウェアまたは本文書上のプロプライエタリな表示またはラベルの除去。

お客様は、著作権およびその他の知的財産権に関する適用される制限を含むがこれに限定されない、お客様が本ソフトウェアまたは本文書を使用する法域において適用される全ての法律に準拠する方法でのみ、本ソフトウェアまたは文書を使用することに同意します。

### 3. ソフトウェアと本文書のコピー

お客様が本ソフトウェアの最初のコピーを電子的に受領し、2つ目のコピーを物理的なメディア（CD、ディスクなど）で受領した場合、2つ目のコピーはアーカイブ目的にのみ使用することができ、他者に譲渡したり、他者が使用したりすることはできません。本ライセンスは、お客様に、いかなる拡張または更新の権利も付与しません。

#### 4. 権原

本ソフトウェアおよび本文書の権原、所有権、権利および知的財産権は、Park Placeに帰属します。本ソフトウェアは、米国著作権法および国際著作権条約により保護されています。本ソフトウェア・メディア・デモンストレーション・フィールドに含まれるコンテンツを含め、本ソフトウェアを通じてアクセスできるコンテンツの中およびコンテンツへの権原、所有権および知的財産権は、該当するコンテンツの所有者が保有し、適用される著作権法またはその他の法律により保護される場合があります。本ライセンスは、お客様に、かかるコンテンツに対するいかなる権利も付与しません。

#### 5. 保証と責任

**限定保証：** Park Place は、お客様が本ソフトウェアを購入またはサブスクリプションした日から90日間、指示されたとおりに操作した場合、本ソフトウェアが本文書に記載する機能を実質的に実現することを保証します。ただし、Park Place は、お客様の本ソフトウェアの使用が中断されないこと、または本ソフトウェアの動作にエラーがないことを保証するものではありません。

**免責条項：** 適用される法律で認められる最大限の範囲で、Park Placeは、明示か黙示かにかかわらず、本ソフトウェア、本文書またはその他の付属資料および付属のハードウェアに関する商品性および特定目的への適合性の黙示保証を含むがこれに限定されない、その他の一切の保証を否認します。保証期間中にお客様が本ソフトウェアに何らかの改変をした場合、メディアの事故、乱用もしくは不適切な使用の場合、またはお客様が本契約の条項に違反した場合、本保証は直ちに終了します。本保証は、本ソフトウェアを、本ソフトウェアの未修正バージョン以外のソフトウェア、および本文書に記載通りに使用するよう設計したハードウェア以外のハードウェアに対し使用した場合、またはこれらとともに使用した場合には、適用しません。

#### 6. お客様の救済

本保証違反のお客様の唯一の救済は、Park Place の単独の裁量によります。(i)お客様の欠陥のあるメディアを交換すること、(ii)本文書に記載する機能と実質的に同じソフトウェアの機能を、本文書に記載する手順と異なる手順で実現する方法をお客様に助言すること、または(iii)上記の救済措置が実行不可能な場合、お客様が本ソフトウェアのために支払ったライセンス料があれば返金すること。修理、修正または交換された本ソフトウェアおよび本文書は、本限定保証の対象となり、元の本ソフトウェアの保証の残存期間、またはそれ以上である場合は、Park Placeが修理、交換した本ソフトウェアをお客様に出荷した日、もしくは本文書に記載する機能を実現するための本ソフトウェアの操作方法をお客様に助言した日のいずれか該当する日から30日間、本限定保証の対象となります。適用される保証期間中にお客様が本ソフトウェアの問題を Park Placeに通知し、お客様が本ソフトウェアを購入またはサブスクライブした日の証拠を提出した場合に限り、Park Placeは本保証をする義務を負います。

#### 7. 責任の制限

いかなる状況下においても、不法行為、契約、その他を問わず、いかなる法的構成でも、Park Placeは、お客様または他者に対し、のれんの喪失、作業停止、コンピューターの故障または誤動作、その他あらゆる商業的損害または損失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、付随的または結果的損害について、たとえ他者からの請求で Park Placeがかかる損害の可能性を知らされていたとしても、責任を負いません。さらに、本契約のいかなる条項に基づく場合も、Park Placeの責任は、本ソフトウェアおよび本文書に対してPark Placeに支払われたライセンス料を超えませ

ん。

## 8. 終了

お客様が本契約のいずれかの条項に従わない場合、本契約は自動的に終了します。かかる終了を有効にするためのPark Placeからの通知は必要ないものとします。本契約が終了した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、3営業日以内に、Park Placeが提供した本ソフトウェア、本文書および関連資料の全部または一部のコピーをPark Placeに返還するか、破棄したことを証明します。未払いの手数料および料金を支払うお客様の義務は、本契約の終了後も存続します。

## 9. 譲渡禁止

本契約はお客様個人のもので、Park Placeの書面による明示的な同意なく譲渡することはできません。お客様が本ソフトウェアのサブスクリプションの有効期間中に、他の事業体と合併する事業体である場合または他の事業体に買収される事業体である場合、お客様は、公告が行われる日までに、かかる合併または買収について書面による通知をします。

## 10. テクニカルサポート

Park Placeが提供する本ソフトウェアのテクニカルサポートは、本文書に記載しています。

## 11. 米国政府の権利制限および輸出規制

本ソフトウェアおよび文書は、制限付き権利(RISTRICTED RIGHTS)で提供します。政府による使用、複製、開示は、該当する場合は FAR 52.227-19 の商用コンピューターソフトウェア制限付き権利 (Commercial Computer Software- Restricted Rights) の (a) 項ないし (d) 項、または DFARS 252.227-7013 の技術データおよびコンピューターソフトウェア (Rights in Technical Data and Computer Software) 条項の (c) (1)(ii)、および該当する場合はNASA FAR 補遺の同様の条項に規定する制限に従います。お客様は、国内外のすべての貿易規制および法律を遵守します。お客様は、本ソフトウェアまたはその基礎となる情報もしくは技術を、(i)キューバ、イラク、リビア、スーダン、北朝鮮、イラン、シリアもしくはその他の米国禁輸対象国、その国民もしくは居住者、または(ii)米国財務省の特別指定国民 (SDN) リストまたは米国商務省の輸出取引権限を剥奪されている個人、企業、機関リスト (Denied Parties List or Entity) に記載の者に、ダウンロードすること、輸出もしくは再輸出することができないことを了承します。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は上記に同意し、(i)いかなる米国連邦機関もお客様の輸出特権を停止、取消または拒否していないこと、(ii)お客様はかかる国の居住者でなく、またはかかる国もしくはリストの国民もしくは居住者の管理下でないこと、および(iii)お客様は、禁輸国または米国の輸出規制が指定する禁止される個人、団体もしくはエンドユーザーに対して、本ソフトウェアを輸出もしくは再輸出しないことを表明し、保証します。

## 12. 雑則

本契約は、Park Placeが正式に不承諾か否かにかかわらず、お客様が提出した注文書またはその他の書面との矛盾にかかわらず、両当事者間の完全かつ排他的な合意を構成します。注文の承諾は、本契約に定める条項のお客様の同意を明示的に条件とします。本契約に含まれる条項は、お客様およびPark Placeの権限のある代表者が署名した書面による場合を除き、変更できません。本ライセンス契約のいずれかの条項が何らかの理由で執行不能と判断された場合、当該条項は、執行可能なものとするために必要な範囲でのみ修正され、当該判断は、他の状況下における当該条

項の執行可能性、またはすべての状況下における本契約の残りの条項の執行可能性に影響を与えません。本契約は、法の抵触にかかわらず、オハイオ州法に準拠し、お客様はここに、オハイオ州に所在する州裁判所および連邦裁判所の専属的管轄権に合意します。本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用または本契約に関連または起因するすべての未解決の紛争は、オハイオ州での仲裁により解決します。ただし、お客様がPark Placeの知的財産権を侵害し、もしくは侵害する可能性のある方法で本契約に違反し、または、かかる方法で本契約に違反する意思を示した場合、またはPark Placeに継続的もしくは回復不能な損害を与える可能性がある場合（Park Placeの知的財産権に影響を与える可能性のある違反、またはリバース・エンジニアリングによる違反を含むがこれに限定されない）、Park Placeは管轄裁判所において差止救済またはその他の適切な救済を求めることができます。本契約に基づく紛争の仲裁は、米国仲裁協会のその時点で有効な規則に基づいて行います。仲裁人の判断は拘束力を有し、管轄を有する裁判所における判断として執行できます。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、その適用は本契約により明示的に排除します。